

29年度 公文書開示（7月決定分） 監査事務局

月整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分				(根拠規定) 条例7条									非開示理由等	所管局部課等			
					開示	一部開示	非開示	不存在	存否応答拒否	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号			9号		
1	H29. 6. 30	H29. 7. 14	①調査報告書 ②平成29年6月15日に実施の陳述聴取録	60	1						1	1	1								(7条2号) 不動産鑑定士の氏名及び陳述人の氏名・住所については、特定の個人の情報を識別することができる情報であるため。 (7条3号) 調査報告書には、不動産鑑定会社が独自に収集・加工した情報が含まれており、公にすることにより、当該法人の競争上又は事業運営上の地位、その他社会的な地位が損なわれるため。 (7条4号) 印影については、容易に複製され、文書偽造に利用されるおそれがあり、犯罪の予防に支障があるため。 (7条6号) 公にすることにより、監査を行うに際し、正確な事実の把握を困難にするおそれがあるため。	監査事務局総務課
2	H29. 7. 4	H29. 7. 11	2016年11月1日から2017年6月30日までの期間に都監査委員会事務局職員によって作成された職務に関する働きかけについての対応記録票の全部（知事部局の「職務に関する働きかけについての対応記録票」にあたるもの）					1													2016年11月1日から2017年6月30日までの期間に、「職務に関する働きかけ」について、当局においては対応実績がないため、開示すべき公文書が存在しない。	監査事務局総務課